

## 一般社団法人山形県医師会 準会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、勤務医等の医師会活動への参画を促すとともに、勤務医等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (準会員)

第2条 山形県内の医師で、本会に加入を希望する者のうち、郡市地区医師会が特別の事由により本会の会員として入会し得ないと認めた者を準会員とする。

### (加入)

第3条 準会員として加入を希望する者は、所属の郡市地区医師会を経由し、本会に加入届を提出するものとする。その書式は会員に準ずるものとし、退会の場合も同様とする。

### (入会)

第4条 準会員は、なるべく速やかに本会に入会しなければならない。

### (権利除外等)

第5条 準会員は、次の事項については権利を有しないものとする。

(1) 代議員及び予備代議員の選挙権

(2) 役員並びに代議員及び予備代議員の被選挙権

2 準会員は、定款第11条第1項の規定による代議員数を算定するときの会員数には含まれない。

### (会費)

第5条 準会員の会費賦課額は理事会の決議により別に定める。

2 準会員の会費徴収は、原則として所属の郡市地区医師会に委託する。

## 附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。